

# ブックメーカー オンラインカジノ

確定申告ってどうなの？



# オンラインカジノは課税対象

オンラインカジノやブックメーカーを始める時

「オンラインカジノで当たった時、税金は払わないといけないのかどうか」  
が気になるという方は多いのではないのでしょうか。

意外に思われるかもしれませんが、オンラインカジノで当たった賞金は

「一時所得」という所得に分類され、**課税対象**となります。

ただし、オンラインカジノによる

**年間利益が50万円を超えていない場合は、確定申告は不要**です。

# オンラインカジノで稼いだお金は『一時所得』

オンラインカジノなどのギャンブルで稼いだお金は法律的に

**「一時所得」としてみなされ、課税対象**となります。

ここで「一時所得」とはいったいどんなものなのかを見てみましょう。

## Q.一時所得とは？

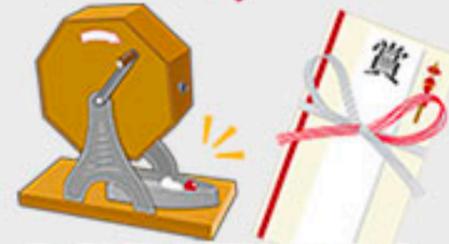
一時所得に対する定義は「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得」となっています。

簡単に言うと、会社員の人がもらうお給料や事業者が生み出す利益などではなく、突発的に手にすることになったお金と考えると分かりやすいですね。

# オンラインカジノで稼いだお金は『一時所得』

オンラインカジノはここ!①、②に該当する

「一時所得」に  
分類されるもの



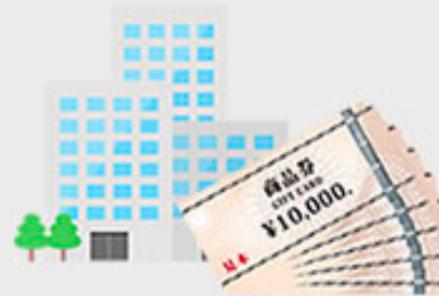
① 懸賞や福引の賞金



② 競馬やパチンコの勝ち金



③ 保険の一時金や払戻金



④ 法人から贈与された金品



⑤ 落とし物などの報労金

オンラインカジノで稼いだお金は、この中の「①懸賞や福引の賞金品」「②競馬やパチンコの勝ち金」にあたるため税金を支払う必要がある。

**Q.毎月稼いでいるから一時所得ではなく、事業所得や雑所得にならないの？**

**A.毎月稼いでいる方も一時所得になります。**

税務上、賭け事で収益を得た場合は一時所得で申告をするというルールがあるので毎月稼いでいても一時所得になります。

# ギャンブルやってる人は、ほとんど脱税してる

さて、ここまで見た方でギャンブル経験がある方は

「競馬やパチンコで税金払ったことがない・・・」

「勝ったという話はよく聞くけど、税金を払ったという話は聞いたことがない・・・」

と思われた方もいると思います、

実際にほとんどの人が大勝ちしても税金を払っていないし、

本来、確定申告をしなければいけないものと知っている人も少ないでしょう。

ですが、もちろん**競馬やパチンコも本来であれば税金を支払わなければなりません。**

にもかかわらず、競馬やパチンコのお金を脱税した！というニュースは来たことはありませんよね…

その理由は勝ち金の受け取り方が関係してきます。

SHIM  
CHANNEL

# ギャンブルやってる人は、ほとんど脱税してる

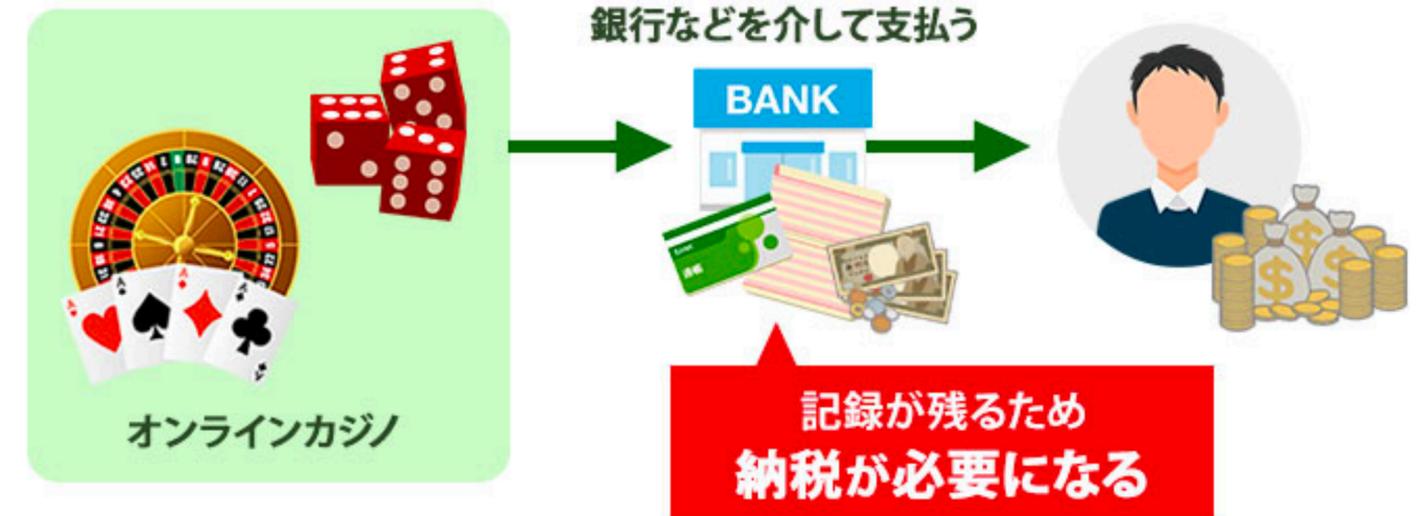
## パチンコ・競馬などの場合



パチンコや競馬は勝ち金を現金で受け取るので、銀行などの記録に残りません。そうすると、お金の流れを税務署側が把握できないため取締りが難しくなり、大目に見られているのが現状です。

💡 ちなみに宝くじは例外で  
予め税金が天引きされています。

## オンラインカジノの場合



オンラインカジノの勝ち金の受け取りは銀行振込や小切手など、記録に残る方法に限られています。

税務署側がお金の流れを容易に把握できるため納税しなければ追及されてしまいます。

しっかりと納税しましょう！

SHIM  
CHANNEL

# オンラインカジノの税金計算は...??

ここが一番気になる部分ですよね…  
では実際にどれほどの税金が発生するのか、  
課税金額や所得税の計算方法を解説しましょう！



# オンラインカジノの税金計算は...??

## ■一時所得が70万円以下の場合には確定申告は不要

具体的な計算方法に入る前に、そもそも確定申告が必要かどうかを確認してください。  
一時所得の納税義務としては、以下のルールがあります。

- 一時所得は最大50万円までの特別控除がある
- 給与等以外の所得が20万円以下の場合には申告不要

上記のルールを適用すると、オンラインカジノの

**年間利益が70万円を超えていない場合は、確定申告は不要となります。**

**70万円を超えている場合は、確定申告が必要ですので計算しましょう。**

# オンラインカジノの税金計算は...??

## ■課税金額 計算シュミレーション

課税金額の計算方法を一つの例をシュミレーションして見ていきましょう。

～モデル～

名前：Aさん

男性：男性

年齢：26歳

結婚：独身

職業：会社員

年収：350万円

副業：2020年9月スタート



ブックメーカー&バカラプレイヤー

月	ベット額	収支
9月	10万円	20万円
10月	30万円	80万円
11月	30万円	-30万円
12月	50万円	100万円
合計	120万円	200万円

# オンラインカジノの税金計算は...??

## ■課税金額を計算する手順

まずは、課税金額を計算する時の手順を覚えていきましょう。

- ①一時所得の金額を計算する
- ②一時所得の課税対象となる額を計算する
- ③他の所得と合算し所得税を計算する

上記の流れに沿って、Aさんの年間所得と税金額を計算してみます。

# STEP1. 一時所得の金額を計算する①

まず初めに以下の項目を整理しておきましょう。

- 収入金額 : オンラインカジノで稼いだ金額
- 支出金額 : 利益が出た時のベット額
- 特別控除額 : 収入から最大50万円まで差し引くことが可能

※注意※ 損失額は支出金額に含まれません。

上記の項目を整理する際に注意したいのは  
「損失額は支出金額に含まれない」という点です。

オンラインカジノの税金は

**「利益が出た（勝った）時のみ」発生**します。

そのため、税金の計算の際に使用する収入金額に、  
損失額を含めることができません。

上記で記載したAさんの収支表を  
このルールに当てはめた場合、左記の表になります。

月	支出金額 (ベット額)	収支金額 (勝利金)
9月	10万円	20万円
10月	30万円	80万円
11月	30万円	-30万円
12月	50万円	100万円
合計	120万円→ <b>90万円</b>	170万円→ <b>200万円</b>

# STEP1. 一時所得の金額を計算する②

これらの項目を下記の計算式に当てはめます。

## 一時所得の計算式

$$\text{【一時所得】} = \text{【①収入金額】} - \text{【②支出金額】} - \text{【特別控除額（最高50万円）】}$$

■ 収入金額は利益が出た時の勝利金を全て合算します。

$$\text{【①収入金額】 } 20\text{万円} + 80\text{万円} + 100\text{万円} = 200\text{万円} \rightarrow \text{①}$$

※損失分（11月/-30万円）は計算に入らないので、手元には170万円しか残っていないのに収入金額は200万円となる。

■ 支出金額は利益が出た時のベット額を全て合算します。

$$\text{【②支出金額】 } 10\text{万円} + 30\text{万円} + 50\text{万円} = 90\text{万円} \rightarrow \text{②}$$

※損失分（11月/-30万円）は計算に入らないので、手元には170万円しか残っていないのに収入金額は200万円となる。

上記の収入金額と支出額をもとに一時しよとくの額を計算します。

一時所得は【③特別控除額】として最大50万円まで差し引くことができますので、忘れないようにしましょう。

$$\text{【一時所得】 } \text{①} 200\text{万円} - \text{②} 90\text{万円} - \text{③} 50\text{万円（特別控除）} = 60\text{万円}$$

Aさんの場合、一時所得は「60万円」となります。

# STEP1. 一時所得の金額を計算する③

オンラインカジノの収支は1年のトータルではないところに注意！

例において注意したいのは、「**一年トータルの収支で考えてはいけない**」という点です。

あとからまとめて税額を計算すると、負けたときの支出まで【支出金額】に計上してしまいがちです。そうすると、正しい税額を計算することが出来ず、せっかく納税しているのに手間がかかったり損したりしてしまうことも考えられます。

ですので、収支はなるべくこまめに記録するのがおすすめです。

# STEP2. 一時所得の課税対象となる額を計算

一時所得額の計算が出来たら、そこから課税対象となる額を計算します。

## 課税対象となる額の計算式

$$\text{【課税対象額】} = \text{【一時所得】} \div 2$$

Aさんの場合

$$\text{【課税対象額】 } 60\text{万円} \div 2 = 30\text{万円}$$

となり、課税対象となる額は **「30万円」** となります。

# STEP3. 他の所得と合算し、所得税を計算する①

オンラインカジノにかかる税金は総合課税になるため、上記で計算された課税対象額とお給料などの所得を合算する必要があります。

## 所得税の計算式

- **【所得額】 = 給与等の所得 + 一時所得の課税対象額**
- **【所得税】 = (所得額 - 控除額) × 【税率】**

まずはAさんの場合の所得額を計算してみましょう。

Aさんは会社員で給与所得が年間で「350万円」あります。

先ほど計算した一時所得の課税対象額である「30万円」を合算すると

$$\text{【所得額】 } 350\text{万円} + 30\text{万円} = 380\text{万円}$$

所得額が出たら次に「控除額」と「税率」を確認し、所得税を計算してみましょう。

# STEP3. 他の所得と合算し、所得税を計算する②

Aさんの所得税の場合は右記票の3行目にある「330万円超695万円以下」に該当します。

この「税率」と「控除率」を下記の所得税の計算式に当てはめると

**所得税の計算式**

$$\text{【所得税】} = (\text{所得額} - \text{控除額}) \times \text{【税率】}$$

【所得税】  
**(380万円 - 427,500円) × 20% = 674,560円**

これでAさんの所得税額の計算が出来ました。

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超330万円以下	10%	97,500円
★ 330万円超695万円以下	20%	427,500円
695万円超900万円以下	23%	636,000円
900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円